



Title	労災保険制度と事業主 ― 保険料負担者の視点からの考察
Author(s)	井寄, 奈美
Citation	大阪大学, 2026, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/105558
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 （ 井 寄 奈 美 ）

論文題名

労災保険制度と事業主—保険料負担者の視点からの考察

論文内容の要旨

本論文では、現行の労災保険制度が、労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」とする。）立法当時に想定されていた労働基準法（以下「労基法」とする。）の災害補償責任の担保という役割に留まらず、国が労働者を保護すべき範囲とする視点での補償範囲を拡大したことで、事業主は、労災給付決定と連動した仕組みにより、本来よりも広く負担が生じ得る構造となっていることを問題とし、保険料負担者として制度を支える立場である事業主の負担の緩和という視点を持つ必要性を示すことを目的とした。

第1章では、筆者が何を以って「労災保険制度の拡大」としたのかを示した。現在、労災補償は、国が労働者を保護すべき範囲という労災保険制度の視点で行われている。脳・心臓疾患および精神障害に罹患した労働者に対する救済を広げたことは国の政策判断によるものであるとし、拡大が労災保険法と、労基法の災害補償責任を通した事業主との関係に不具合をもたらせることになったとした。

第2章では、「労災保険制度の拡大」の具体例の1つとして、精神障害に対する労災認定のあり方を検討した。精神障害の労災認定基準の2023年改正により、既存疾病を有する労働者への労災認定の可能性が広がった。精神障害は疾病の特性上、業務による強い心理的負荷により生じたストレス性の疾患と、个体側の脆弱性が影響する既存疾病との切り分けが困難であるとされる。補償対象の線引きを明らかにすることの重要性を示した。

第3章では、「労災保険制度の拡大の影響を受けて増大した事業主の負担の緩和」という視点で、労災給付受給者に対する労基法19条1項の解除要件に関する検討を行った。労災保険法19条は、療養開始から3年経過時点で、傷病補償年金の支給対象とならず休業を続ける労働者に対する解除要件を示していない。専修大学事件最高裁判決では、このような労働者に対しても労基法81条による打切補償の支払いにより労基法19条1項の解雇制限が解除されるとしたが、筆者はこの判断に疑問を持つ。労基法81条の役割と、労災保険制度が打切補償費を廃止し長期傷病補償に移行した経緯を確認した上で、労災保険法19条に労基法19条1項の解除要件を示すことを提言した。

第4章では、労災給付額が特定事業主の負担する労働保険料額に影響を及ぼす仕組みであるメリット制（労働保険の保険料の徴収等に関する法律12条3項）の意義と効果について検証を行った。精神障害等の業務起因性判断が困難な事案において、特定事業主が納得できない労災給付決定がなされたとしても、メリット制の適用を受ける。メリット制がその目的とする「事業主の災害防止意欲の促進」と「事業主間の保険料負担の公平性」を実現しているか否かを検証した。

第5章では、メリット制を通じて、保険料負担増という不利益が生じる特定事業主が、保険料認定処分に対する不服申立ての際に、当該労災給付決定処分の支給要件該当性を争うことができるとした、あんしん財団事件最高裁判決を検討し、現状ではその実効性の面での問題があることを示した。

労災保険制度が柔軟に保険給付の範囲を広げることは労働者保護の視点では望ましいことではあるが、労災保険制度の継続的な維持の観点では保険料負担者である事業主の負担の緩和という視点を持つことの必要性を伝えることを目的とした。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (井 寄 奈 美)			
論文審査担当者	(職)		氏 名
	主 査	教授	水 島 郁 子
	副 査	教授	長 谷 川 佳 彦
	副 査	准教授	地 神 亮 佑

論文審査の結果の要旨

本論文は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）制度を、保険料負担者である事業主の視点から考察するものである。

労働基準法（以下「労基法」という。）第8章は使用者の災害補償責任を規定するが、使用者が実際に補償を行うことはほとんどなく、補償は労災保険制度によって行われる。労働者災害補償保険法（以下「労災法」という。）に基づき、保険者である国から被災労働者に直接、保険給付が行われる。労基法と労災法の関係は、立法当時は、労基法が災害補償の権利義務を定めた実体法で、労災法はそれを履行する手続法の地位にあり、労災法はいわば労基法に従属する関係であった。1975年に労災法が実質上全面適用となり、労災保険制度が労災補償の役割を全面的に担うことになると、労災補償の対象となるかどうかの判断は、国が労働者を保護すべき範囲という労災保険制度の視点で行われると、申請者は考える。このことは保護範囲の拡大につながり、労働者保護の視点では評価されるが、他方、使用者が災害補償責任を負う範囲が広がることを意味する。その結果、使用者の負担が拡大することになり、申請者はこのことが問題であるとする。

労災保険制度において使用者は当事者でないとされる。もっとも、労災保険料を負担するのは事業主であり、労災保険制度を支えているのは事業主である。申請者は、労災保険制度の継続的な維持の観点からは、保険料負担者である事業主の負担の緩和という視点を持つことが必要であるとする。

本論文の構成と概要は、以下のとおりである。

「はじめに」及び「第1章 労災補償における労災保険制度の役割の変化が事業主に与えた影響」では、問題の所在を指摘し、労災保険制度の展開を踏まえ、労災保険制度が拡大したことと、それによって使用者の負担が拡大していることを明らかにする。

「第2章 個体側要因を有する精神障害に対する業務上認定の在り方と治ゆ判断に関する検討」では、労災保険制度の拡大の例として、精神障害に対する労災認定の在り方を挙げ、検討する。とくに、現行認定基準により緩和された既存疾病を有する労働者の業務上外認定の在り方を検討し、療養の経過の中で、どこまでを労災補償の対象とすべきかを行政側が管理する必要があることや「補償範囲の限定」の検討が必要であるとする。

「第3章 労災給付受給者に対する労基法19条1項による解雇制限の解除要件に関する検討」では、労災保険制度拡大により使用者の労基法19条1項の解雇制限の範囲も拡大したことを踏まえ、使用者の解雇制限解除について検討を行う。当該論点は専修大学事件最高裁判決（2015年）により解決済ともいえるが、申請者は労災法19条の改正経緯を踏まえつつ、最高裁判決を批判し、労災法19条を改正する立法措置が必要であることを述べる。

「第4章 労災保険料負担におけるメリット制の意義と効果に関する再検証」では、申請者が実施した特定事業主に対する意識調査や厚生労働省の検討会における議論を用いて、メリット制の意義と効果を検証する。申請者は、メリット制の目的として災害防止の意欲喚起を示すことが重要であるとし、現行のメリット制が事実上、保険料の割引制度となっていることを批判し、メリット増減率を決める仕組みの見直しを提言する。

「第5章 保険料認定処分に対する不服申立等における特定事業主の手続保障の在り方と実効性に関する検討」では、現行制度及びあんしん財団事件最高裁判決（2024年）を踏まえ、事業主に対する手続保障の在り方としては不十分であること、また、労災保険料認定処分の取消訴訟等において、事業主が労災給付決定の支給要件を客観的

に満たさないことを主張できるだけでは、事業主の救済の実効性に欠けることを指摘する。申請者は、①労災給付決定に至る経緯における事業主の関与の強化、②事業主に対する労災支給決定の有無に関する情報提供と説明機会の付与、③支給要件該当性の事前審査制度の導入が必要であると提言する。

「おわりに」で、各章での検討結果とまとめを述べる。

「大阪大学大学院法学研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について 2. 3 評価項目及び基準」（以下「評価項目及び基準」という。）に基づき、本論文の評価を行う。

本論文は、労災保険制度を事業主の視点から検証するという点で独自性がある。「第3章」は労働法学で過去の議論となりつつある解雇制限にかかる論点を扱い、それを新たな視点から検討している点で、「第4章」は労働法学で議論の空白地帯となっているメリット制を対象としている点で、学術的にも意義がある。申請者は長年、社会保険労務士として活動しているが、その労災保険実務と労働法理論を架橋した研究という点で高く評価できる。

また、本論文は、明瞭かつ平明に書かれている。

本論文は、労災法及び労基法に関する十分な全般的知識の下に、執筆されている。

以上のとおり、本論文は上記「評価項目及び基準」の評価項目を概ね満たすものである。

本論文において申請者の主張が明確である一方、そのように主張する理由付けや根拠がやや弱いと感じられる部分があった。また、申請者が実施した特定事業主に対する意識調査は、サンプル数が十分とはいえず、学術的厳密性には疑義がある。もっとも前者については改善可能であり、後者についてもある程度の傾向を引き出すことに成功している。本論文にはこのような課題があるが、それにより本論文の価値が損なわれるとまではいえない。

最終試験の結果を踏まえ、本論文は、博士（法学）の学位授与に値すると判断する。